

ID: 1680

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	父子家庭日常生活支援事業の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の7第3項において第1項に準用する法第18条		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】			
<p>法第31条の7第3項において第1項の措置について準用する法第18条の規定による。 (措置の解除に係る説明等)</p> <p>第18条 都道府県知事又は市町村長は、前条第1項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他内閣府令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(父子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第31条の7 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第18条及び第19条の規定は、第1項の措置について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和6年7月31日